

庄内町からのお知らせ

「庄内町空き家バンク」に登録しませんか？

「庄内町空き家バンク」は、空き家の所有者から登録いただいた情報を町HPに掲載し、利用希望者に紹介する仕組みで、移住定住の促進による地域活性化に役立っています。

利用可能な空き家へのニーズは年々高まっていますが、登録数がまだまだ少ないのが現状です。「売りたい」「貸したい」とお考えの方は、ぜひお気軽にご相談ください。※登録すると、家財道具の処分経費などに対する補助金も利用可能です。(対象経費の2分の1、最大20万円)

※詳細は、庄内町定住支援サイトをご確認ください。



■問・申込み：企画情報課移住定住係 ☎0234-42-0228

男の厨房 ~ダンディ's キッチン~

種まきから、収穫、調理までを、庄内町の自然に触れながら、食材を楽しんで学びませんか。

●日程：《全4回》

- ①4/23(金) ②8/5(木) ③9/29(水)
- ④11/17(水)

※日程は変更になる場合もあります。

※講座ごとに材料費等が必要となります。

※毎回詳しい案内を送付します。

●時間：9:00～13:30頃

●対象・定員：町在住の成人男性 先着10人

●申込締切：4/13(火)

■問・申込み：余目第二公民館 ☎0234-42-2306

令和3年度の狂犬病集合注射は行いません

集合注射は行わないため、今年度の狂犬病予防注射は、各動物病院で受ける必要があります。

●注射料金：3,800円～(病院ごとに異なります) ※6月末までの間、酒田地区の指定動物病院に限り、集合注射と同じ3,300円で、病院の駐車場などで簡易接種を受けることもできます。

●注意事項：

- ・動物病院で接種する際は、飼い主宛に郵送するご案内ハガキを持参してください。
- ・例年4月は動物病院が大変混雑します。接種時期の分散にご協力ください。
- ・飼い犬が死亡した場合や、住所などに変更があった場合は、役場窓口で届出が必要です。
- ・疾病などで予防注射を受けさせることが難しい場合は、各動物病院へご相談ください。

■問合せ：環境防災課環境係 ☎0234-43-0254

ツキノワグマ春季捕獲の実施

ツキノワグマによる人身被害や農作物被害の未然防止のため、銃器による春季捕獲を行います。

捕獲班を編成し、事故防止に細心の注意を払い活動しますので、ご理解をお願いします。また、山に入る際は十分にご注意ください。

●期間：4/10(土)～5/9(日)

※主に土日の出勤となりますが、気象状況などにより変更する場合があります。

●区域：立谷沢地区(主に工藤沢以南の立谷沢川両岸の山間部)

●実施主体：庄内町鳥獣被害対策実施隊

■問合せ：環境防災課環境係 ☎0234-43-0254

春はカートソレイユ最上川に出かけよう

春のファン感謝ウィーク開催

町民の方にカートを無料開放します。町外の方も町民料金で利用できます。(コース占用の場合を除く)

●期間：4/10(土)～4/18(日) 9:00～17:00

●対象カート：スポーツカート、レジャーカート

※町民の方は町内在住を証明できるものをご持参ください。

キッズカートのスクール開催

キッズカートに乗ってカートの楽しさを味わおう！

●日時：4/25(日) 9:30～11:30(ステップ1) 13:00～15:00(ステップ2)

●対象：小学1年生～3年生までの子ども(身長100cm～130cm程度)とその保護者

●募集人数：先着親子3組

●料金：1ステップにつき親子で2,000円

※ステップ3修了後、カートを1人で楽しめるようになります。ステップ3の講習案内は、1回目の受講者のみにします。

■問・申込み：カートソレイユ最上川 ☎0234-42-2282 商工観光課観光物産係 ☎0234-42-2922



高齢者福祉温泉等入浴料金・理美容料金割引券の対象年齢

●対象年齢：数え年72歳以上の方 人生100年時代、健康づくりのため、ぜひご利用ください。

■問合せ：保健福祉課福祉係 ☎0234-42-0149

庄内町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定しました

子どもから高齢者まで、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、令和3年度から5年度までを期間とする「庄内町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定しました。また、計画に基づき、必要な費用をまかなうために、保険料を算定しました。

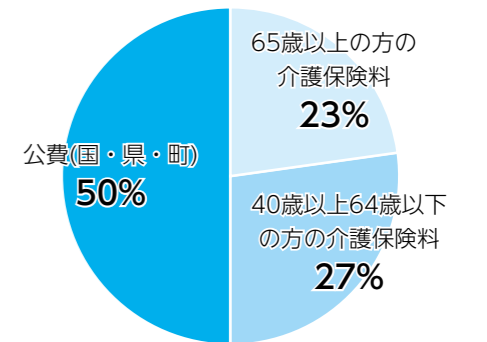
【保険料は大切な財源です】

介護保険サービスなどに必要な財源は、国、県、町が半分を負担し、残りの半分を被保険者が保険料として負担することになります。

【65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料】

保険料段階を国が示す標準的な9段階とし、保険料基準額は、第7期と同額の「月額6,300円」(第5段階)とします。また、低所得者層(第1～3段階)の保険料についても、引き続き軽減を図ります。

介護保険給付費の負担割合



所得段階	町民税	対象者	負担割合	保険料年額
第1段階	世帯非課税	①生活保護受給者の方 ②老齢福祉年金の受給者の方 ③公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.5 (※0.3)	37,800円 (※軽減後22,680円)
第2段階		公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額×0.75 (※0.5)	56,700円 (※軽減後37,800円)
第3段階		公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超えている方	基準額×0.75 (※0.7)	56,700円 (※軽減後52,920円)
第4段階	本人非課税	公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9	68,040円
第5段階		公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超えている方	基準額×1.0	75,600円 (月額6,300円)
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	90,720円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	98,280円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	113,400円
第9段階		合計所得金額が320万円以上の方	基準額×1.7	128,520円

※第1～3段階の方の保険料の軽減分は、公費(国1/2、県及び町1/4)で負担します。

【65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料の納入方法】

①特別徴収：年金の年額が18万円以上の方は、年金から天引きされます。

②普通徴収：年金の年額が18万円未満の方、65歳になられたばかりの方(特別徴収が開始されるまでの間)は、納付書や口座振替で納入します。

【40歳以上64歳以下の方(第2号被保険者)の保険料】

加入している医療保険料に一括して支払います。

■問合せ：保健福祉課介護保険係 ☎0234-42-0151、保健福祉課高齢者支援係 ☎0234-43-0490